

平成 28 年 5 月 9 日

会 派 事 務 局 長 、 殿

管 理 部 管 理 課 長

通常選挙に伴う議員宿舎の入転居について（依頼）

平素より、議員宿舎の入転居事務にご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、今夏は通常選挙に伴う議員宿舎の入転居がございますが、清水谷議員宿舎建て替えのため、新たに割り当てられる議員室数が例年より少なくなることが見込まれます。

新当選議員の方になるべくご不便をおかけしないよう、下記要領により事務を進めたいと存じますので、各位におかれましては、一層のご協力方よろしくお願いいたします。

記

○ 引退議員等の退去時期について

新当選議員の入居のため、議員室の修繕（通常 2 週間程度を要します）を行う都合上、遅くとも 7 月 25 日（月）の任期満了日までにご退去いただきますよう、お願いいたします。

○ 会派内の宿舎の入転居について

引退議員の退去等に伴う空室について、同じ会派内で転居の希望がある場合は 6 月 24 日（金）までに、転居願のご提出をお願いいたします。

現在お住まいの議員室は、原状回復のための修繕を行う必要がございます。次の入居が円滑に進むよう、転居される議員におかれましても速やかな転居をお願いいたします。

なお、この文書の配付以降、宿舎に入居していない議員の方が新たに入居することとはご遠慮願えればと存じます。

○ 通常選挙後の空室の会派割当について

清水谷議員宿舎の建て替えに伴い、B 棟から A 棟に転居する議員の割当をまず行います。その後に残った空室については、麴町議員宿舎の空室と合わせ、議院運営委員会理事会において各会派への割当戸数を決定後、会派間の抽選で部屋割を決定していただきます。